

1月27日以降、府立学校においては、改めて

- 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する
- 体調不良の場合は登校を控えるよう指導を徹底する
- 下校時等の児童生徒どうしによる飲食を厳に慎むよう指導することとし、具体的な教育活動の実施にあたっては、以下のとおりとする。

## 1 授業

- 感染リスクの高い活動は実施しない
- 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- 不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施

## 2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- 感染防止対策を徹底したうえで実施

## 3 学校行事

- 来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

## 4 部活動

- 感染リスクの高い活動は実施しない
- 更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- 合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請